

日本の死刑制度について考える懇話会 運営についての申合せ

2024年（令和6年）2月29日

日本の死刑制度について考える懇話会 設立準備会決定

1 名称

この会議体は、日本の死刑制度について考える懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

2 目的

懇話会は、死刑制度廃止の国際的潮流や国内での議論の深化を踏まえ、我が国における死刑制度のあるべき方向性について、各界及び各層からなる委員によって真摯に議論を行い、関係諸機関に対し死刑制度について提言を行うことを目的とする。

3 組織と運営

- (1) 懇話会は、国会議員、研究者、各界有識者、犯罪被害者遺族及び日本弁護士連合会から推薦された委員で構成する。また、懇話会には、オブザーバーの参加を求めることができる。
- (2) 懇話会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。
- (3) 懇話会に、事務局を置く。懇話会は、事務局を日本弁護士連合会に委託し、日本弁護士連合会は、懇話会の事務に必要な事務局員を派遣し、運営に伴う経費を支出する。

4 議事

- (1) 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- (2) 懇話会の議事は、公開とする。ただし、懇話会の多数決により一部又は全部を非公開とすることができる。懇話会を開催したときは、議事録を作成し、会議の配布資料とともに、これを公開するものとする。
- (3) 本申合せに定めるもののほか、懇話会の議事に必要な事項は、座長が懇話会に諮って決める。

5 存続期間

懇話会の存続期間は、この申合せの施行の日から目的達成までとする。